

2023 年度 第 1 回 環境共生部会 レジメ

日時：2023 年 6 月 2 日（金） 13：30～15：00

場所：OBP 協議会事務局（zoom 併用）

【議 題】

1. 環境共生部会の年間開催計画について

2. 環境共生部会の 2023 年度活動について

3. OBP Blooming Place の維持管理について

(ア) 2023 年度の維持管理業務の委託契約の締結について（報告）

別紙「業務委託契約書」のとおり

(イ) 適切な維持管理について

花壇看板の追加設置について（参考：別紙見積書）

(ウ) 4 月度維持管理報告について

別紙「植栽運営維持管理報告」のとおり

4. その他

以上

2023 年度 都市再生部会等の部会、地域活性化分科の開催予定表（事務局案）

	運営委員会	都市再生部会		環境共生部会	安全安心部会
		都市再生部会	地域活性化分科会		
	原則第 2 水曜日 15:00～16:30	原則第 1 木曜日 15:00～16:30	原則第 4 金曜日 15:00～15:30	原則第 1 火曜日 15:00～16:30	防災訓練の日程を中心にして下記のとおり実施予定
2023 年 4 月	4 月 20 日 (木)		4 月 28 日 (金)		
5 月	5 月 17 日 (水)	5 月下旬～6 月上旬 で調整	5 月 26 日 (金)	5 月下旬～6 月上旬 で調整	5 月下旬～6 月上旬 で調整
6 月	6 月 14 日 (水)		6 月 23 日 (金)		
7 月	7 月 12 日 (水)	7 月 6 日 (木)	7 月 28 日 (金)	7 月 4 日 (火)	7 月 26 日 (水)
8 月	8 月 9 日 (水)	8 月 3 日 (木)	8 月 25 日 (金)	8 月 1 日 (火)	現在予定なし ※案件あれば開催
9 月	9 月 13 日 (水)	9 月 7 日 (木)	9 月 22 日 (金)	9 月 5 日 (火)	現在予定なし ※案件あれば開催
10 月	10 月 11 日 (水)	10 月 5 日 (木)	10 月 27 日 (金)	10 月 3 日 (火)	10 月 18 日 (水) ※防災訓練 10/19
11 月	11 月 8 日 (水)	11 月 2 日 (木)	11 月 24 日 (金)	10 月 31 日 (火) ※11/7 が運営委員 会前日のため	11 月 21 日 (火)
12 月	12 月 13 日 (水)	12 月 7 日 (木)	12 月 22 日 (金)	12 月 5 日 (火)	12 月 8 日 (金)
2024 年 1 月	1 月 17 日 (水) ※第 3 水曜日	1 月 11 日 (木) ※第 2 木曜日	1 月 26 日 (金)	1 月 9 日 (火) ※第 2 火曜日	現在予定なし ※案件あれば開催
2 月	2 月 14 日 (水)	2 月 8 日 (木) ※第 2 木曜日	休日のため休会予定	2 月 6 日 (火)	開催予定 (日程未定)
3 月	3 月 13 日 (水)	3 月 7 日 (木)	3 月 22 日 (金)	3 月 5 日 (火)	現在予定なし ※案件あれば開催

※ 各部会について、案件がない場合は開催しません。その旨事務局から連絡します。

※ 運営委員会の日程は、運営委員会において了解済み。

環境共生部会資料

今年度活動について

2023.6.2

2023 年度 環境共生部会の事業計画案並びに予算案について

2023 年度事業計画案（1 次案） ※（2022 年 12 月度運営委員会提出案）

- 1. エリアとしての省エネルギー取組
 - ① 簡易 AEMS 運用（2024 年度以降の方向性を検討）
 - ② 先進事例の勉強会実施
- 2. 環境共生の実現
 - ① 植花活動の継続と方向性の検討（生物多様性に富んだ快適な環境づくり）
 - ② ワーカー交流の取組を通じた植花活動の展開の検討・
 - ③ エリアの持つポテンシャルの調査・評価（検討課題）

I. 2023 年度 環境共生部会関係 事業計画案

		現行の中期 3 か年計画期間		
		2022 年度	2023 年度の個別事業計画案	2024 年度
1.エリアとしての省エネルギー取組				
① 簡易 AEMS 運用 （2024 年度以降の事業検討が必要）	AEMS の運用を行った。	① エリアの省エネルギーの取組みとして、2023 年度も AEMS の運用を継続する。 ② 2024 年度以降の AEMS の取組みの方向性については、これまでの事業成果等を検証して中期計画との整合を図りながら検討する。 ※注 AEMS システムの運用契約については、2024 年 3 月末に長期契約（契約期間：2018 年 11 月 14 日から 2024 年 3 月 31 日まで）が終了する。	2023 年度に検討する。	
② 先進事例の勉強会実施	実施せず	① 勉強会について、テーマ設定やその必要性・経費等について環境共生部会で随時検討して実施するものとする。	同左	

	現行の中期3か年計画期間		
	2022 年度	2023 年度の個別事業計画案	2024 年度
2.環境共生の実現			
① 植花活動の継続と方向性の検討（生物多様性に富んだ快適な環境づくり）	① OBP Blooming Place を拡張するとともに、2021 年度以降適切な管理運営を実施している。 ※拡張範囲 ・第2 寝屋川沿い 15 m ・城見交差点 4 升 ② HP に花壇マップを掲載し、随時更新。花壇看板の QR コードを読み取ると花壇マップサイトに移行する仕組み	① OBP Blooming Place の管理運営（継続）⇒ 必須と考えられる。 ② 2023 年度以降の植花活動の取組みの方向性の検討 案の1…OBP Blooming Place の拡張 【課題等】 ■ 樗根元花壇を拡張する場合は、管理運営の地権者 4 社の負担が更に増加する。 ■ 寝屋川沿い花壇の拡張のメリットや課題 ● ナチュラリスティックガーデンの特性がより活かせる花壇づくりが可能となる。 ● 大阪市の承認が必要。なお、大阪城公園事務所は現行の「ふれあい花壇制度」とは別に、OBP 協議会と「管理協定」を結ぶような方法を検討する余地があるとのこと ● 拡張する場合の経費とタイミング ➢ 経費が必要（2022 年度相当の予算額が必要と見込まれる） ➢ 環境共生部会での検討・合意と大阪市の承認が必要なので、2023 年度秋植え又は春植えの時期を想定。また、拡張時期までに大阪市の承認があることが前提。 案の2…2023 年度の拡張ではなく、植花活動と他の事業と連携させて活動の展開を検討する。合わせて将来的な拡張の必要性や効果等も並行して検討する。 他事業の例…HP 等による広報活動の継続発展、ワーカー交流事業、清掃活動、夜間景観形成事業など	2023 年度に検討する。

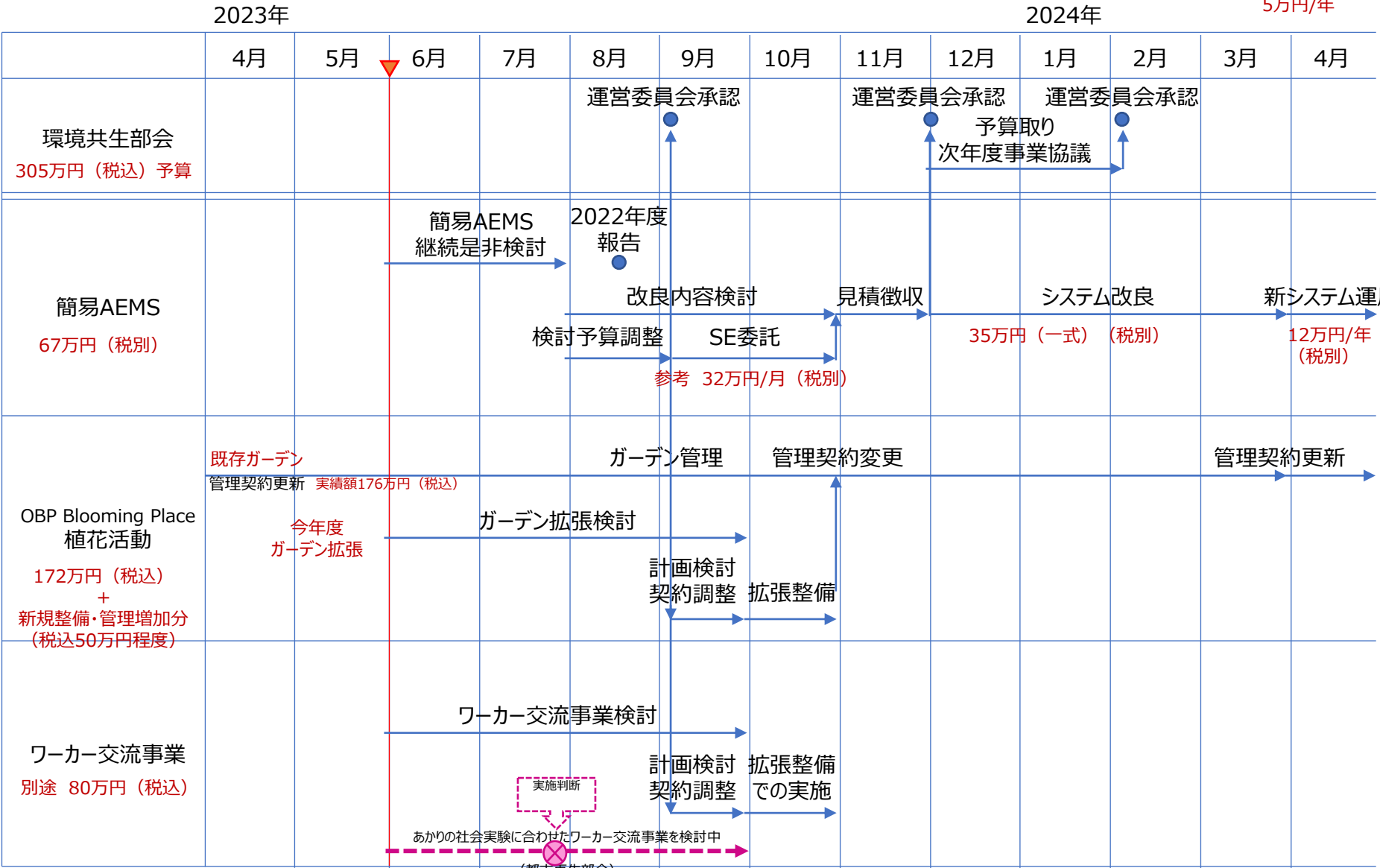
	現行の中期3か年計画期間		
	2022 年度	2023 年度の個別事業計画案	2024 年度
② ワーカー交流の取組を通じた植花活動の展開の検討	ナチュラリスティックガーデンをテーマに映画上映会&トークサロンを実施した。 【2022 年度ワーカー交流事業の成果等】 ● 参加申込者数 123 名 当日参加者数 86 名 ● OBP Blooming Place の周知ができ、認知度が高まった。 ● OBP という都市部でナチュラリスティックガーデンを展開している意義や効果について理解が得られた 等	案…2023 年度もネクストステージとなるワーカー交流事業を検討し、実施する。 【2023 年度ワーカー交流事業の目的など（案）】 ■ OBP Blooming Place をワークライフの身近に感じてもらえる交流事業として実施する。 ■ 将来的に OBP Blooming Place の花育ての活動に直接関わってもらえるような道筋づくり	同左
③ エリアの持つポテンシャルの調査・評価（検討課題）	OBP 協議会としては未実施。 大阪公立大学大学院に協力して知的創造活動の場としての OBP の屋外空間を実験場として実施	必要な場合、検討を行う。	必要な場合、検討を行う。

II. 2023 年度 環境共生部会関係 予算案

大 科 目	中科目	小科目	主な用途	2023 年度 予算（案） 1 次案 12 月度運営委 員会に提示済 み	左の内訳（税込み）	摘要
事 業 費	リノベーション事業費（環境共生）	地域エネルギーシステム検討	植花活動・2024 以降の簡易 AEMS 方向性検討等	3,050 千円 …①+②+③	■ OBP Blooming Place の維持管理 <u>1,720,000 円…①</u> ① 植栽維持管理費 1,320,000 円（110,000 円×12 月） ② 一年草植え替え費用 200,000 円（ツイン 21 前 2 升×2 回/年） ③ 維持管理の材料費等 200,000 円 ■ OBP Blooming Place の花壇拡張 <u>1,280,000 円…②</u> 寢屋川沿い拡張工事一式 ■ 環境共生部会 会議室借上げ費 <u>50,000 円…③</u>	■ 維持管理費は 2021 年度・2022 年度実績をベースに計上 ■ 2023 年度に花壇拡張しない場合は他事業での活用を検討 （参考：2022 年度拡張経費実績 …1,419,000 円）
	エリアマネジメント事業費（都市再生）	事業検討等	ワーカー等のニーズ調査等	1,000 千円	■ OBP ワーカー等へのアンケート調査、社会実験等におけるワーカー交流のコンテンツの実施に活用する経費。 （例）環境共生部会のワーカー交流事業のアンケート調査 【参考】 収支予算書（案）における「事業検討等 1,200 千円」の内訳 1,000 千円…ワーカー等のニーズ調査等 200 千円…都市再生部会会議室借上げ費	■ 都市再生部会等の事業検討用経費（アンケート調査等）にもこの費目から充当する。 （例：夜間景観形成事業等）
		各部会事業の連携事業	ワーカー交流事業等	800 千円	■ ワーカー交流事業	■ 2022 年度の映画上映会を参考に計上している。

以上

会議室利用料
5万円/年



業 務 委 託 契 約 書

一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「甲」という。）と株式会社グリーンチーム（以下「乙」という。）は、OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲が委託し、乙が受託する本業務は下記のとおりとする。

- (1) 名称 「OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務」
- (2) 業務内容
別紙「OBP協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
2023年4月1日～2024年3月31日まで

（委託料）

第2条 本業務に要する委託料の額は下記のとおりとする。

金1,753,400円也（消費税を含む。）

【内訳】

	委託料（消費税別）	維持管理対象花壇の表示等、左の説明
植栽維持管理費	年額 1,200,000 円	寝屋川沿い 25 m ² 、パークアベニューの櫟の根元の8升分 (月額 100,000 円×12 月)
材料費	一式 100,000 円	肥料防虫剤等資材、補植費用等
一年草植替え費用	年額 294,000 円	ツイン 21 前の櫟の根元 2 升 年間 3 回 (1 回 49,000 円×2 升×3 回)

（安全の確保、環境保全等）

第3条 乙は、本業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他当該業務に関する各法令を遵守し、安全確保・環境保全に努め、甲及び第三者に迷惑をかけないよう措置を講ずるものとする。

（業務内容の変更）

第4条 甲は、甲の都合により、業務内容、期間の変更を行うことができる。

2. 乙は、天災地変その他不可抗力により期間内に本業務を完了することができない場合は、期間変更を求めることができる。この場合、その変更について甲・乙協議する。

(検査等)

第5条 第1条第2号の本業務が完了したときは、乙は甲に報告のうえ、甲の指示に基づいた所定の検査もしくは業務完了の確認を受けるものとする。

2. 前項の検査もしくは確認に合格しなかったときは、乙は甲の指示に従い、その指示する日までに必要な修正を乙の費用で行い、あらためて所定の検査もしくは確認を受けるものとする。

3. 前1項、2項の検査もしくは確認に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は第2条記載の委託料について、植栽維持管理費、一年草植替え費用については、前条の検査完了後、乙の請求後30日以内に支払うものとし、材料費については、契約締結後、乙の請求後30日以内に支払うものとする。なお、支払合計額は、第2条記載の委託料を上限とする。

(委託料の変更)

第7条 第4条第1項の規定により業務内容、期間を変更した場合は、委託料の変更に関して甲・乙協議して定めるものとする。

(所有権の帰属)

第8条 本業務の内容にかかる所有権並びに著作権は甲に帰属するものとする。また、著作権人格権が発生する場合、乙は著作権人格権を行使しないことを予め了解する。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本契約の本旨に沿って、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第10条 本業務において瑕疵がある場合は、第5条の所定の検査もしくは業務完了の確認に合格した場合であっても、乙は瑕疵に対し担保責任を免れないものとする。

(第三者に対する権利侵害)

第11条 乙は、本業務の遂行につき第三者の特許権、実用新案権等の工業所有権、著作権、肖像権およびその他の権利を侵害することにより当該権利者と甲の間に紛争を生ぜしめないよう注意し、甲に一切

迷惑をかけないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、開始時期を経過しても業務に着手しない場合
- (2) 乙が正当な理由なく本業務を打ち切り、または相当期間本業務を中止した場合
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、期間内に本業務を完了することが不可能または著しく困難になったと甲に認定された場合
- (4) 乙の資格に異動を生じ、業務を続行する能力がないと認められる場合または破産等のおそれがある場合
- (5) 乙が第 14 条に違反したとき
- (6) 前各号のほか、乙が本契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に本契約を履行する意思がないと認められる場合

2. 乙は、甲に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、本契約の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、本業務を完了することが不可能になった場合
- (2) 甲の都合により、開始時期を経過しても本業務の開始に見通しが長期にわたってたたない場合、もしくは甲の都合により中止された本業務の再開見通しが長期にわたってたたない場合
- (3) 前各号のほか、乙において解除すべき正当な理由がある場合

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 乙は、自ら（役員等を含む。以下本条において同じ。）について、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること

- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、本件業務の全部または一部の委託先（役員等を含む。また、委託契約が数次にわたるときには、その全ての委託先およびその役員等を含み、以下本項において「本件業務の委託先」という。）が第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、本件業務の委託先が自らまたは第三者を利用して前項各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。また、乙は、本件業務の委託先が第1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合には、直ちに当該委託先への委託の中止または解除のための必要な措置を講じなければならない。

（契約解除の場合の取扱い）

第14条 第13条第1項により本契約が解除され、甲が損害を受けた場合、もしくは第13条第2項により本契約が解除され、乙が損害を受けた場合、その損害の補てんについて甲、乙協議するものとする。

（期間内の解約）

- 第15条 契約期間中に本契約を解約しようとするときは、甲または乙は1か月前までに相手方に対して書面によりその通知をしなければならない。
2. 契約期間中に本契約を解約したときは、前項による乙からの申し出または乙の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲が乙に支払った委託料は返還されない。ただし、双方協議の上、甲、乙が書面により合意した場合はその限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 乙は、本契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または他の権利の目的としてはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合はこの限りではない。

(情報の機密の保持と適正管理)

第 17 条 乙は、本業務の実施によって得られた情報を第三者に公開、開示してはならず、また業務遂行以外の目的で使用してはならない。

2. 更に乙は、甲から提供された情報（以下、「提供情報」という）を適正に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。

(情報の返還)

第 18 条 乙は、本業務が完了したときは、提供情報について、甲の指示に従い返却、抹消等の措置をとらなければならない。

(疑義の解明)

第 19 条 本契約に定めのない事項または本契約の記載事項の解釈について疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第 20 条 甲及び乙は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意し、紛争を解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

2023 年 4 月 1 日

甲 大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 61 号 ツイン 21MID タワー 31 階
一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会
代表理事 田ノ畑 好幸



乙 大阪市西区立売堀 1 丁目 5 番 2 号 立売堀ビルディング 1 階
株式会社グリーンチーム

代表取締役 月ヶ洞 利彦



OBP 協議会の花壇「OBP Blooming Place」の維持管理業務の業務委託仕様書

本業務委託仕様書は、一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会（以下「OBP 協議会」という。）が、標記業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託する業務

OBP 協議会が設置運営する花壇「OBP Blooming Place」（以下「花壇」という。）の維持管理業務

2. 維持管理を委託する花壇

- ① OBP パークアベニュー城見 1 丁目交差点 ダブルけやきの民地側足元(1.0m 角)8 か所
- ② OBP 北側寝屋川沿い 法面約 25 m²

3. 業務内容

花壇の運営維持管理

- ・花ガラ摘み、除草、清掃（週 1 回程度）
- ・水やり（上記作業に伴って必要に応じて）
- ・上記作業に必要な材料費（肥料防虫剤等の資材、補植費用等）
- ・緊急連絡の一次受付対応（各地権者に対する契約書類等に連絡先を記載）
- ・ツイン 21 前の櫟の根元升における一年草の開花時期に合わせた年間 3 回の一年草植替え
- ・月次作業報告（チェック及び簡単なコメント程度、メール等での報告書送付）を翌月 5 日までに OBP 協議会事務局に提出する。
- ・予期しない花枯れなどの事故が生じた場合は、その都度 OBP 協議会に迅速に報告し OBP 協議会の指示により適切な対応を行うこと。なお対応に下記 4 の委託料で対応できない経費が発生する場合は、事前に OBP 協議会と協議すること。

4. 委託料

	委託料（消費税別）	維持管理対象花壇の表示等、左の説明
植栽維持管理	月額 100,000 円	寝屋川沿い約 25 m ² 、パークアベニューの櫟の根元の 8 升
材料費	一式 100,000 円	肥料防虫剤等資材、補植費用等
一年草植替え費用	1 升 1 回 49,000 円	ツイン 21 前の櫟の根元 2 升一年草の植替え、年間 3 回

5. 業務委託の期間

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

6. その他

契約期間の途中で OBP 協議会が花壇を拡張する場合など、OBP 協議会は、本仕様書を変更することができる。

以上

作成日: 2023年4月1日

見積書

一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会

御中

株式会社まなれば（OBPアカデミア）

2023年度 環境共生部会活動 看板制作の件
下記の通り見積いたしますのでご査収下さい。

540-6109
大阪市中央区城見2-1-61
ツイン21 MIDタワー9階

お見積金額	¥180,000
(うち消費税	¥16,364)
代金決済条件	銀行振込にて
見積書有効期限	発行日より1ヶ月

TEL: 06-6360-9555
FAX: 06-6360-9582
担当: 永田 真梨

費目	単価	回数	金額	補足
OBP Blooming Place看板制作費	180,000	1	180,000	5つの看板を制作いたします
合計			180,000	
(内消費税)			16,364	

特記事項：

※印刷にかかる費用は別途

御見積書

一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会 御中

作成日	2023/6/1
-----	----------

OBP植花活動花壇用植物ネームタグ

〒550-0012
大阪市西区立売堀1-5-2
立売堀ビルディング1F
株式会社グリーンチーム
TEL 080-4564-2909

下記のとおりご請求致します。

税込合計金額	¥46,200
--------	---------

[illegible]

税込合計金額	46,200
--------	--------

お振込先

カ、ク^レーンチーム

三井住友銀行 堂島支店 普通預金 0528399

備考

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

2023 年度 4 月管理報告				
巡回実施日	2023. 4. 1 (土)	2023. 4. 8 (土)	2023. 4. 16 (日)	2023. 4. 22 (土)
実施時間	AM9 : 25~PM12 : 30	PM14 : 00~PM16 : 40	AM9 : 40~PM13 : 00	AM9 : 30~PM12 : 50
天候	はれ	くもり時々雨 強風	くもり 強風	くもり 強風
気温	25℃	16℃	20℃	20℃
ツイン 21 (NW)	・ 両区画共にストック、キンギョソウの花がら摘みを実施しました。日常の灌水は適切です。液肥入り水やりを行いました。	・ 両区画共にストック、キンギョソウの花がら摘み、スティパ、カレックスの剪定を実施しました。昨日の雨で乾きはありませんでしたが、液肥入り水やりを行いました。	・ 両区画共に、ストック、キンギョソウの花がら摘み、グラス類の枯葉除去を実施しました。日常の灌水は適切です。液肥入り水やりを行いました。	・ 両区画共に、ストック、キンギョソウの花がら摘み、グラス類の枯葉除去を実施しました。日常の灌水は適切です。液肥入り水やりを行いました。一年草の一部に限界が見え始めました。
松下 IMP (SW)	・ ヒューケラなどの枯葉やいたんだ葉の除去を行いました。水が不足気味でしたので、たっぷりと灌水を行いました。 ・ ティアレラの花が咲き、ホスタの芽生が確認できました。	・ ヒューケラなどの枯葉やいたんだ葉の除を行いました。昨日の雨で乾きがありませんでしたので灌水は実施しませんでした。	・ ヒューケラなどの枯葉やいたんだ葉の除去、ヤブランの古葉のカットを行いました。一昨日の雨のため、水は足りていたので、必要な箇所のみに灌水を行いました。	・ ヒューケラなどの枯葉除去、ティアレラの花がら摘み、防虫剤の散布を行いました。水は足りていましたが、ヒューケラの生育をよくするためしっかりと灌水を行いました。 ・ ヒューケラが最も葉色の美しい季節となりました。
住友生命 (SE)	・ ガーデンシクラメンの花がら摘み、コレオプシス、サルビアは枝数を増やすため摘芯を実施しました。水やりが不足気味です。しっかりと灌水を行いました。 ・ ベルゲニアが咲きました。	・ ガーデンシクラメン、ベルゲニアの花がら摘みを実施しました。昨日の雨で乾きはありませんでしたので灌水は実施しませんでした。	・ ガーデンシクラメン、ベルゲニアの花がら摘み、雑草除去を実施しました。一昨日の雨のため乾燥はありませんでしたので灌水は行いませんでした。 ・ サルビア'スノーヒル'が開花しました。	・ ガーデンシクラメン、ベルゲニアの花がら摘み、雑草除去、剪定を実施しました。乾燥していましたが、植物は大丈夫でした。しっかりと灌水を行いました。 ・ エキナセアに蕾がつけました。

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

富士通 (NE)	・サルビア、アガスターシェの枝数を増やすために摘芯を実施しました。 ・日常の灌水は適切ですがしっかりと灌水を実施しました。 ・フロックス'シアウッドパープル'が咲き始めました。	・スティパ、カレックスの剪定を行いました。 ・日常灌水は適切でした。 ・シラーカンパニユラータが開花しました。	・フロックス'シアウッドパープル'、ウインターコスモスの花がら摘み、サルビアなどの切り戻しを行いました。 ・日常灌水は適切でした。 ・オダマキ、エキナセア'ミニベル'が開花しました。	フロックス'シアウッドパープル'の花がら摘み、サルビアの剪定を行いました。 ・日常灌水は適切ですがしっかりと灌水を行いました。
寝屋川沿い	両区画共通 周辺の常緑樹の落葉、吸殻等ゴミ除去、アネモネの花がら摘み、雑草除去などを行いました。晴天が続き土壌が乾いていました。灌水はたっぷりと行いました。 ・チューリップ'ホンキートンク'、アムソニア'ストームクラウド'に蕾を確認しました。	両区画共通 周辺の常緑樹の落葉（雨の後で量が多い）、吸殻等ゴミ除去、アネモネの花がら摘み、雑草除去などを行いました。昨日の雨で概ね乾きはありませんでしたが、歩道橋のしたなど雨のかからないエリアを中心に灌水を行いました。 ・チューリップ'ホンキートンク'、オダマキ'イエロークイーン'が開花しました。	両区画共通 周辺の常緑樹の落葉、（雨の後で量が多い）吸殻等ゴミ除去、アネモネの花がら摘み、いくつかの宿根草の剪定を行いました。灌水は特に雨のかからないエリアが特に乾燥していましたのでたっぷりと行いました。 ・オダマキ'クリスタル'、ゲラニウム'タイニーモンスター'、アムソニア'ストームクラウド'が開花しました。	両区画共通 周辺の常緑樹の落葉吸殻等ゴミ除去、アネモネ、チューリップ'ホンキートンク'の花がら摘み、いくつかの宿根草の剪定、各種環境条件を適応させるため場所の移動などを行いました。乾燥していますが植物には問題のないレベルでした。今後の生育のためと移動した苗を中心にたっぷりと灌水を行いました。

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

ツイン 21 (NW)  4/1	 4/8	 4/22
ツイン 21 (NW2)  4/1	 4/8	 4/22
松下 IMP (SW)  4/1	 4/8	 4/22
松下 IMP (SW2)  4/1	 4/8	 4/22
住友生命 (SE)  4/1	 4/8	 4/22

OBP 協議会の植花活動 植栽運営維持管理報告

住友生命 (SE2)  4/1	 4/8	 4/22
富士通 (NE)  4/1	 4/8 シアウッドパープル開花	 4/22
富士通 (NE2)  4/1	 4/8	 4/22 オダマキ、ミニベル開花
寝屋川沿い第 1 期シーズン 2  4/1	 4/8	 4/22
寝屋川沿い第 2 期シーズン 1  4/1	 4/16 アムソニア開花中	 4/22 オダマキ開花中